

住宅新築支援

良質な住宅の新築を支援し、県民の県産木材の利用促進及び住宅需要の喚起を図るため、一定の条件を満たす住宅を新築する資金を金融機関から借り入れる者に対し、利子補給金を交付します。

1. 支援金額

- 利子補給額：最大約70万円
(利子補給対象額上限：1,750万円 利子補給率：0.5% 上限7万円／年×10年)
※住宅ローンの契約から約10年間、年1回、県から利子補給金を支払います。
※利子補給額の計算方法は右記QRコードより「タテッカーナ」内の「計算例」を参考



2. 対象者 (以下の3項目をすべて満たすこと)

- 県内に自ら居住するために住宅を新築する方で、所得が1,200万円以下の方
(利子補給の申込みは1住宅につき1人、1ローン契約に限ります。)
- 返済が確実にできる方(融資は各金融機関の基準により決定されます。)
- 期限内(令和4年3月31日まで)に住宅ローンの契約ができる方

3. 支援の要件

●住宅の要件(以下の3項目をすべて満たすこと)

- 耐久性基準(劣化対策等級3)及び省エネ基準(断熱等性能基準4又は一次エネルギー消費量等級4)
※住宅品質確保促進法に基づく日本住宅性能表示基準による
- 県内に本店又は主たる事務所を有する大工・工務店によって施工された住宅
- 下表いずれかの住宅タイプを満たす住宅

住宅タイプ	県産木材使用割合 ※1	その他要件
やまがた健康住宅型	50%以上	やまがた健康住宅認証 ※2
県産木材多用型	100%以上	—

※1：延べ床面積×0.1㎡×使用割合以上の県産木材を使用する必要があります。
※2：「やまがた健康住宅認証制度」による認証を受ける必要があります。認証制度の詳細はP4をご覧ください。

●住宅ローンの要件(以下の3項目をすべて満たし、取扱金融機関とローンを契約すること)

- 住宅の建設工事費が対象となっているもの(土地購入費を含む)
- 返済期間が10年以上50年以下のもの
※返済据え置き期間が設定されたローン等は利子補給の対象となりません。
- 令和4年3月31日までに締結され、契約締結日から30日以内に融資を受けるもの

取扱金融機関

(株)山形銀行、(株)荘内銀行、(株)きらやか銀行、山形信用金庫、新庄信用金庫、米沢信用金庫、
鶴岡信用金庫、東北労働金庫山形県本部、山形中央信用組合、山形第一信用組合、
北郡信用組合、県内各農業協同組合
+ モーゲージバンク (全宅住宅ローン(株)、(株)ハウス・デポ・パートナーズ、(株)ファミリーライフサービス、
財形住宅金融(株)、アルヒ(株))

※金利、返済方法、担保、保証人、保証料等は、取扱金融機関の基準によります。詳しくは金融機関にお問い合わせください。
※【フラット35】については、一部取り扱っていない金融機関がございます。詳しくは県のホームページ等をご覧ください。
※モーゲージバンク：フラット35を中心とした住宅ローン専門の金融機関。
(募集期間中に追加する場合があります)
※取扱金融機関の最新リストはこちらをご覧ください。
<http://www.pref.yamagata.jp/tatekkana/data/rishihokyu/kikanlist.pdf>



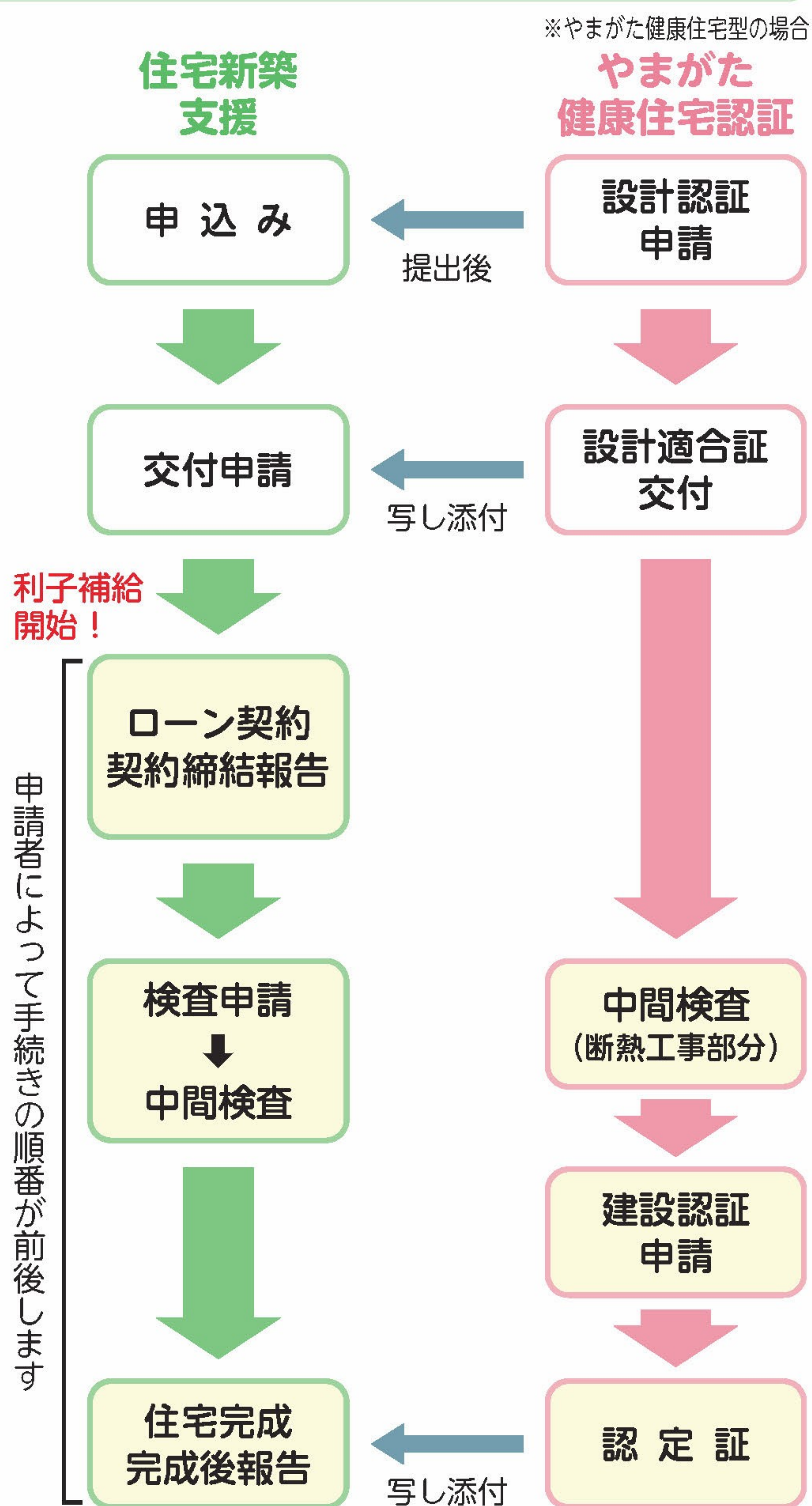
4. 募集期間と募集戸数

- 募集期間：令和3年4月2日(金)～令和4年2月28日(月)＜先着順＞
- 募集戸数：270戸
 - ※募集戸数に達した場合はその時点で終了
 - ※予定者決定後に辞退又は取下げをした場合、同年度に再度申込みできません。



5. 手続きの流れ

- 申込書を屋根工事が完成する**40日前まで**提出
→ **予定者決定書**が送付されます。
(処理期間：7日前後)
- 交付申請書を予定者決定の日から**40日以内又は令和4年3月10日いずれか早い日まで**提出
→ **交付決定通知書**が送付されます。
(処理期間：20日前後)
- ★**交付決定を受けていないとローン契約はできません。**
- 融資契約締結報告書を速やかに金融機関に提出
→ 検査済証の交付が確認され次第、**利子補給金交付額確認通知書**が送付されます。
- 検査申請書を屋根工事が完成する**10日前まで**提出
→ 検査合格後、**検査済証**が送付されます。
- 住宅完成後報告書を**住宅完成日又は引き渡し日又は住居表示が決定したいいずれか遅い日から**、県産木材多用型は**14日以内**、寒さ対策断熱化型は**30日以内**に提出



- ※処理期間はあくまでも目安となります。余裕をもって手続きを進めてください。
- ※申込み、申請内容の変更には各種手続きが必要です。
- ※工事着手後に申し込む場合は、中間検査を受けるまで現場をお待ちいただく必要があります。
- ※様式や添付書類については「タテッカーナ」等でご確認ください。

申込窓口は建設地を所管する総合支庁(P16)です。各種書類は郵送でも受け付けます。

本事業の問合せ先

TEL 023-630-2154

山形県 県土整備部 建築住宅課 住まいづくり支援担当

→
制度の詳しい
内容はこちら

